

旭川地区コンクール審査内規（H27.7.11 改定）

1. 審査員の数は原則として7名とする。
2. 審査員は審査票に「技術」「表現」の2項目を6点～1点の6段階で評価し記入する。
(1人12点満点～7人の合計84点満点→吹奏楽コンクールA編成は168点満点)
3. 各審査員は最大でその部門の代表枠の数まで、地区代表として団体（個人）を推薦することが出来る。その際、推薦した団体（個人）の審査票に○印をつける。
4. ○印1個につき1点を、上記2の点数に加点し、その団体（個人）の総合得点とする。
5. 各部門の代表数の決定は次の通りとする。
 - (1) 上記3でつけた○印が代表枠の数と同数の審査員が過半数に達した場合は、代表枠の数をその部門の代表数とする。
 - (2) 上記(1)で過半数に達しない場合は（代表枠の数－1）個以上の○印をつけた審査員の数を数え、それが過半数に達した場合は、（代表枠の数－1）をその部門の代表数とする。
 - (3) 上記(2)までで決まらないときには、以下同様に審査員の数が過半数に達するまで（代表枠－2）個以上、（代表枠－3）個以上、……の○印をつけた審査員の数を数え、その部門の代表数を決定する。
 - (4) また、○印をつけなかった審査員が過半数に達した場合は、その部門の代表は「無し」となる。
6. 各部門の代表の決定は次の通りとする
 - (1) 上記3でつけた○印が審査員の過半数に達した団体（個人）を代表とする。
 - (2) ○印が過半数に達した団体（個人）が上記5で決まった代表数を超えた場合は、総合得点の高い順に代表とし、総合得点が高点の場合は○印の多い方を代表とする。
 - (3) ○印が過半数に達した団体（個人）が上記5で決まった代表数に満たない場合は、総合得点の高い順に代表とし、総合得点が高点の場合は○印の多い方を代表とする。
 - (4) 上記(2)(3)で総合得点が高点で○印も同数となった場合は、各審査員の評価の上下関係を見て、代表を決定する。
 - (5) 上記の判定で決まらない場合は、審査員の協議で決定する。
 - (6) アンサンブルの代表については北海道吹奏楽連盟の規定により、同一団体から複数のグループを代表とすることができないので、そのような状況になった場合は、その団体の上位のグループのみを代表とし、上記(1)～(5)の方法で他団体から繰り上げて代表を決定する。

(7) 代表になった団体（個人）が下記7で決定される各賞で銀賞，銅賞だった場合はそのまま銀賞代表，銅賞代表として発表する。ただし，代表になった団体（個人）よりも上位の賞を得たにもかかわらず代表を逃した団体（個人）が存在する場合に限り，発表時の整合性を保つために，代表を逃した団体（個人）と同じ賞に繰り上げて発表する。

7. ○が過半数を超えない団体（個人）の金・銀・銅の各賞の決定は次の通りとする。

金 賞=64点以上 (A編成) (127点以上)	銀 賞=35点～63点 (70点～126点)	銅 賞=34点以下 (69 点以下)
-----------------------------	---------------------------	-----------------------

上記4で決まった総合得点（技術・表現…84点満点，○印…7点満点～合計91点満点→吹奏楽コンクールA編成は175点満点）をもとに次のように決定する。

8. 審査員の数都合により5名になった場合は，以上の内規の得点部分を5名用に換算し，この内規をそのまま準用する。

金 賞=46点以上 (A編成) (91点以上)	銀 賞=25点～45点 (50点～90点)	銅 賞=24点以下 (49 点以下)
----------------------------	--------------------------	-----------------------

9. 審査票，審査集計一覧表は出場団体（個人）に，原則として当日配布する。

10. 以上に問題が生じた場合は，審査員等の意見を参考にして理事長が決定する。